

八潮らしい街並み景観形成支援補助制度

50年、100年先を見据え、地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、「やしお家づくりデザインマナーブック」に基づいた住宅を建築する方に、費用の一部を補助します。

問 都市計画課 ☎ 346

やしお家づくりデザインマナーブックとは

これから家づくりをしたい方、購入を考えている方に対し、家や街並みの魅力がアップするさまざまなアイデアを提供するものです。

例えば、外壁の一部に木や漆喰などの自然素材を用いてあたたかみを表現する、屋外照明を設けて夜間でも安心した空間を演出する、四季の移ろいを感じる緑化をするなど、通りに面する部分や玄関のアプローチなどを少し工夫するだけで魅力ある家となるようなアイデアを紹介しています。

やしお家づくりデザインマナーブックは、都市計画課または市ホームページで入手できます。



令和元年度制度活用物件

◆家づくり補助基準の主な具体例

玄関には、庇や軒下の空間を設け、鉢植えなどを配置する。

舗装材の素材などに配慮する。

通りから見える箇所には、中高木を植える。

外壁の色彩は、八潮市景観計画の色彩基準に適合する。

屋外設備(室外機)などを通りから見えにくい箇所に設置する。



垣・柵などは、高さを1.2メートル以下、接道部では長さを接道長の2分の1以下とする(ただし、複数の道路に面している場合については、協議するものとする)。

屋根は、街並みの連続性を感じさせる切妻や寄棟などの傾斜屋根とする。

道路に面した外壁には見附面積の20パーセント以上に自然素材や自然を感じられる素材を用いる。

住宅のアクセントとして、道路に面した1階部分に軒先または庇を設ける。

縁側やテラスなどを設置する。

対象住宅
「家づくり補助基準」に基づき、新築工事を行う個人住宅

対象地域

用途地域が、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域

対象工事

次のすべての要件を満たすもの
▼「家づくり補助基準」に適合(全21項目)
▼一定の居住機能(玄関、台所、便所、浴槽)を完備
▼敷地面積が100平方メートル以上かつ500平方メートル未満

▼請負金額が1000万円以上(消費税を除く)の工事(ただし、カーポート、物置倉庫などの費用は除く)

ていない方
▼過去に、本制度による補助金の交付を受けていない方
▼補助金の交付決定前に、工事に着手していない方
▼補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に工事に着手できる方

補助金額

100万円

補助件数

1件

※対象工事が決まり次第締め切り

申込資格

次のすべての要件を満たす方
▼申込日現在、市に1年以上住所を有している方または市内の土地区画整理事業で公売中の保留地を購入した方
▼申込日現在、市税を滞納し

申込方法

12月4日までに、所定の申請紙(都市計画課または市ホームページで入手)に必要書類を添えて、都市計画課窓口へ提出(郵送不可)
※家づくり補助基準や必要書類など、詳しくは都市計画課へお問い合わせください。

自主まちづくり活動の支援

市では、「みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づき、皆さんが自主的・自発的に取り組む活動を支援しています。

活動団体登録や認定などを行った団体は、助成金交付申請をすることができます。詳しくは、市ホームページで「自主まちづくり活動等支援助成要綱」を確認のうえ、担当課へお問い合わせください。

問 開発建築課 ☎ 322

●活動団体の登録

まちづくり活動団体は、次の要件および「自主まちづくり活動団体の登録に関する基準」を満たしている必要があります。市ホームページを確認のうえ、事前にご相談ください。

- ▼代表者：市内在住・在勤の方
- ▼構成員：5人以上で、その半数以上が市内在住・在勤の方(ご近所まちづくり活動については、3軒以上)



●まちづくり活動の種類

ご近所まちづくり活動	連続する3軒以上の建物の所有者などが協力して緑化などを進める活動です。
地域まちづくり活動	一定規模以上の地域を対象に、まちづくり活動方針を定めて進める活動です。
テーマ型まちづくり活動	景観、防災、防犯など、特定のテーマを設定し、研究や実践をしていく活動です。

●助成限度額

助成金の交付対象期間は、3年以内。なお、助成金は、予算枠に達し次第締め切ります。

<ご近所まちづくり活動>

花、苗木などの植栽	1万円(春夏秋冬各2,500円)
門、塀などの改造	10万円(改造費に要した費用の2分の1が上限)

<地域まちづくり活動、テーマ型まちづくり活動>

諸活動費(会議費、消耗品費、印刷費、通信運搬費など)	地域まちづくり活動：5万円 テーマ型まちづくり活動：5万円(2年目以降10万円)
まちづくり計画作成に係る費用(講師謝礼金、計画書を取りまとめるためのコンサルタント委託費など)	地域まちづくり活動：50万円 テーマ型まちづくり活動：1事業につき50万円